

内部通報者保護規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、当法人における内部通報制度を適切に運用し、通報者が不利益を被ることなく通報できる環境を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当法人の役員、職員、および当法人の業務に関与するすべての者に適用される。

第3条（基本原則）

- 当法人は、法令違反や不正行為の早期発見・是正を図るため、適切な内部通報制度を運用する。
- 内部通報者が不利益を受けることのないよう、厳格な保護措置を講じる。

第2章 内部通報制度

第4条（通報対象）

以下の事項について、内部通報を行うことができる。

- 法令違反、不正行為、または倫理規範違反
- 組織運営上の重大な問題
- その他、公益性の観点から是正が求められる行為

第5条（通報窓口）

- 当法人は、内部通報を受け付けるための専用窓口を設置する。
- 通報窓口は、内部担当者または外部第三者機関とすることができます。
- 通報は、書面、電子メール、電話等の方法により行うものとする。

第6条（匿名通報）

- 通報者は、匿名での通報を行うことができる。
- 匿名通報であっても、誠実な通報である限り、適切に調査・対応を行う。

第3章 通報者の保護

第7条（不利益取扱いの禁止）

- 通報者に対し、解雇、降格、減給、嫌がらせ等の不利益な取扱いを一切禁止する。

2. 不利益取扱いが確認された場合、当法人は速やかに是正措置を講じる。

第8条（秘密保持）

1. 通報者の氏名や通報内容は厳格に管理し、関係者以外には開示しない。
2. 調査に関与する者は、通報情報の守秘義務を負うものとする。

第9条（調査および対応）

1. 通報を受けた場合、適切な調査を実施し、必要に応じて是正措置を講じる。
2. 調査結果は、関係者へ適宜報告するとともに、通報者へも可能な範囲で通知する。

第4章 補則

第10条（規定の改正）

本規定の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

第11条

本規定に定めのない事項については、関係法令および当法人の定款に従う。

附則

2024年1月20日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 斎藤恭子